

報道関係者各位

平成 28 年 12 月 13 日
職業安定部職業対策課

課長 東 昭宏
課長補佐 浦 幸生
地方障害者雇用担当官 仲 誠
☎059-226-2306

平成 28 年 障害者雇用状況の集計結果

三重県内の民間企業における

法定雇用率を達成！

障害者実雇用率は 2.04% <全国 20 位>

法定雇用率達成企業の割合は 60.8% <全国 9 位>

三重労働局では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける平成 28 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め集計したものです。

【集計結果の主なポイント】（平成 28 年 6 月 1 日現在）

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

- ・実雇用率は 2.04% と 0.07 ポイント前年を上回った。【全国 20 位】（昨年は 20 位）
- ・雇用障害者数は、3,671.0 人（昨年は 3,448.5 人で、222.5 人 6.5% 増）
- ・法定雇用率達成企業の割合は 60.8% と 5.1 ポイント前年を上回った。
【全国 9 位】（昨年は 18 位）

<公的機関>（法定雇用率 2.3%、県教育委員会は 2.2%）

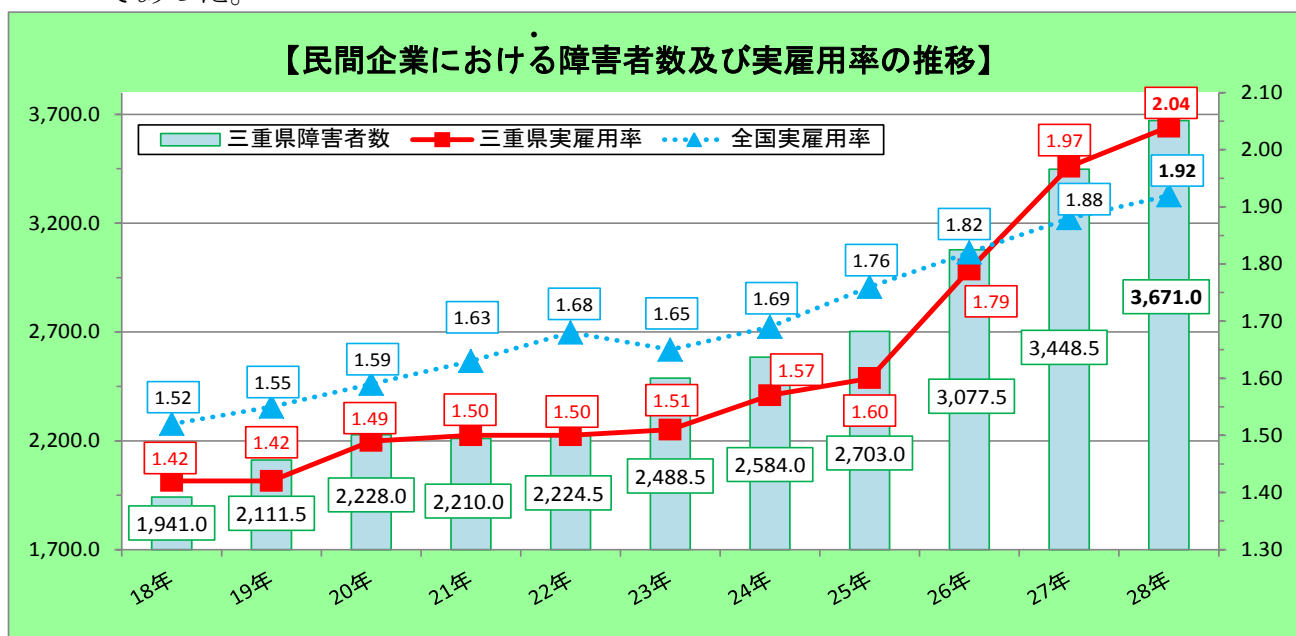
- ・県の機関：雇用障害者数 151.5 人、実雇用率 2.69%
県の 3 機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）は、いずれも法定雇用率を達成した。
- ・市町等の機関：雇用障害者数 394.5 人、実雇用率 2.42%
市町等の 42 対象機関全体で、雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回る。
2 機関が法定雇用率未達成。
- ・三重県警察：雇用障害者数 8.0 人、実雇用率 2.06%
- ・県教育委員会：雇用障害者数 264.0 人、実雇用率 2.43%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率〔P 7 第1表〕〔P 15 (1)〕

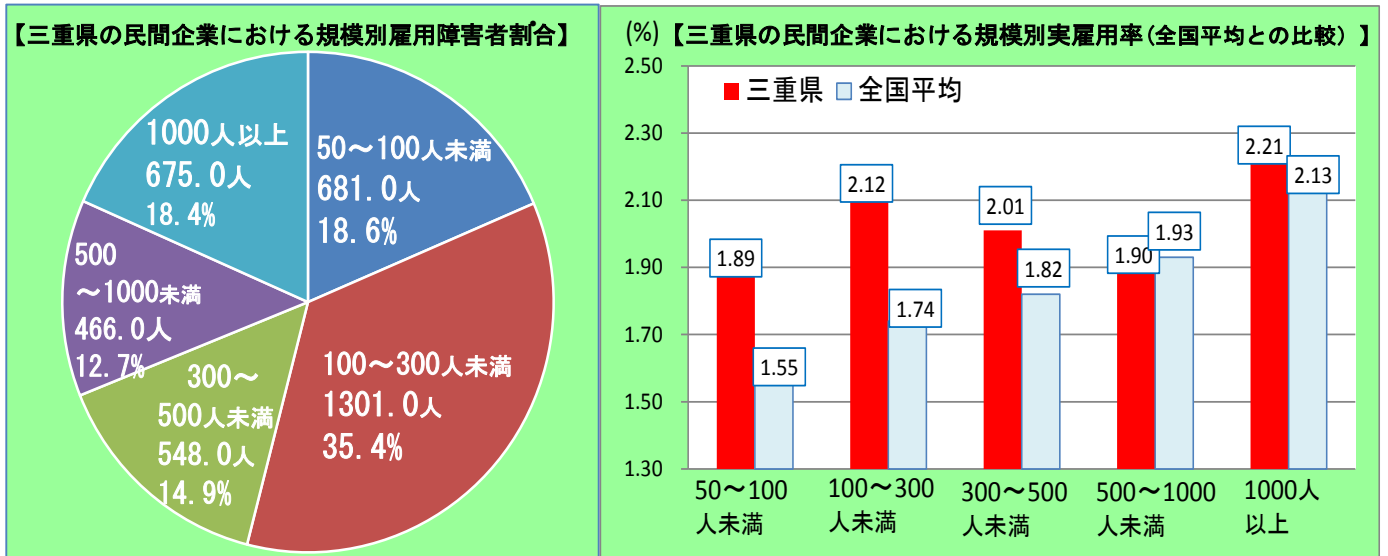
- ・ 民間企業（三重県内に本社がある 50 人以上規模の企業：法定雇用率 2.0%）に雇用されている障害者の数は 3,671.0 人で、前年より 6.5%（222.5 人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2,472.5 人（対前年比 6.0%増）、知的障害者は 798.5 人（同 7.3%増）、精神障害者は 400.0 人（同 7.2%増）であった。
- ・ 実雇用率は 2.04%（前年は 1.97%）、法定雇用率達成企業の割合は、60.8%（同 55.7%）であった。



○ 企業規模別の状況〔P 7 第2表〕

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100 人未満規模企業で 681.0 人、100～300 人未満で 1,301.0 人、300～500 人未満で 548.0 人、500～1,000 人未満で 466.0 人、1,000 人以上で 675.0 人となり、100～300 人未満、300～500 人未満、500～1,000 人未満規模企業では前年より上回り、50～100 人未満、1,000 人以上規模で前年を下回った。
- ・ 実雇用率は、100～300 人未満、300～500 人未満、500～1,000 人未満規模企業で前年を上回り、50～100 人未満、1,000 人以上規模で前年を下回った。企業全体の実雇用率 2.04%と比較すると、100～300 人未満 (2.12%)、1,000 人以上規模企業 (2.21%) については上回り、50～100 人未満 (1.89%)、300～500 人未満 (2.01%)、500～1,000 人未満規模 (1.90%) については下回った。

- ・法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満規模企業が57.4%、100～300人未満が66.5%、300～500人未満が59.5%と前年を上回り、1,000人以上が75.0%で同率、500～1,000人未満が47.4%で前年を下回った。

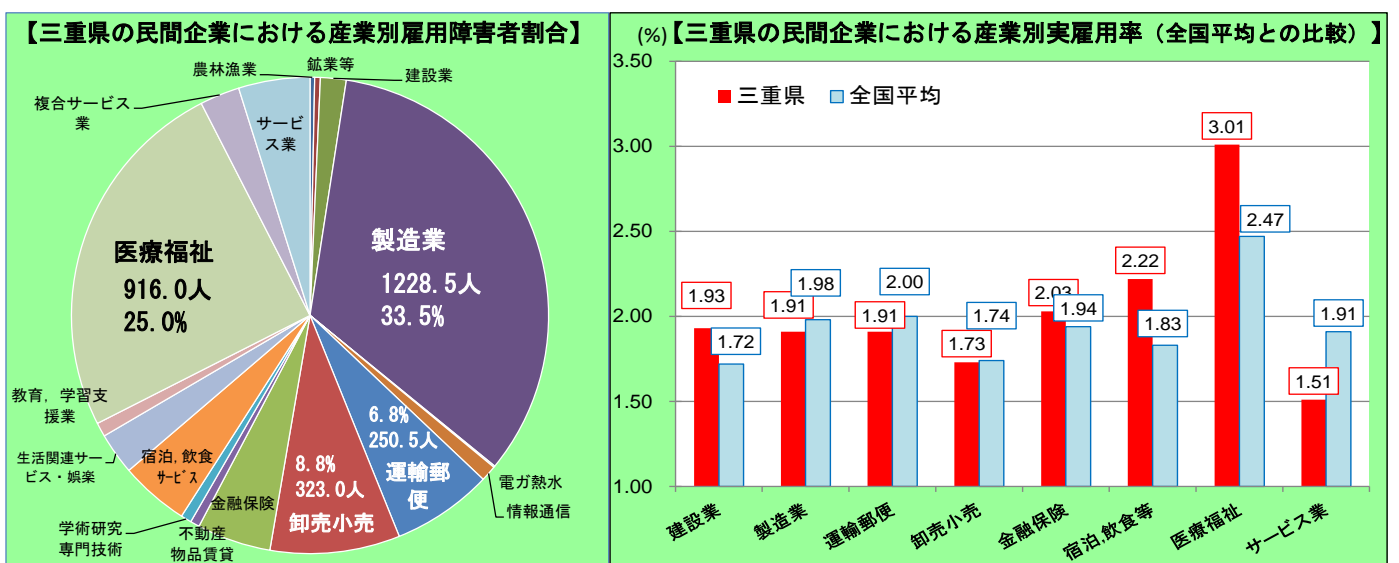


※注①

※注①

○ 産業別の状況 [P 8 第3表]

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「運輸・郵便業」などで多く、対前年比で「製造業」は7.6%、「卸売業、小売業」は7.3%、「運輸・郵便業」は6.1%の増加。「医療、福祉」は0.3%の微増となっている。
- ・実雇用率では、「医療、福祉」(3.01%)、「宿泊、飲食サービス」(2.22%)、「金融保険」(2.03%)で、法定雇用率をクリアした。

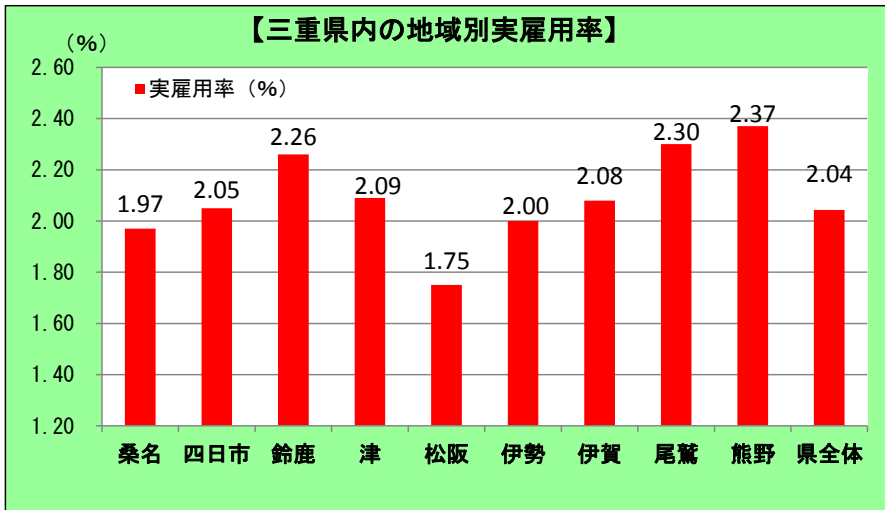


※注①

※注①

○ 地域別の状況（ハローワーク管内別）

- ・地域別にみると、報告対象企業数は、四日市で 253 件、津で 202 件と両地域で全体の 43.6%を占めている。
- ・雇用されている障害者の数は、四日市で 1,069.0 人、津で 786.0 人と両地域で全体の 50.5%を占めている。
- ・実雇用率は、桑名（1.97%）、四日市（2.05%）、鈴鹿（2.26%）、津（2.09%）、松阪（1.75%）、伊勢（2.00%）、伊賀（2.08%）、尾鷲（2.30%）、熊野（2.37%）で、桑名、松阪以外では法定雇用率を上回った。



※注①・②

【三重県の民間企業における地域別の障害者雇用状況】

	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	県全体
対象事業所数(件)	123	253	121	202	118	112	82	16	17	1,044
算定基礎となる労働者数(人)	22,302.0	52,217.0	18,312.0	37,648.5	17,394.5	15,888.0	11,793.5	2,105.0	1,982.5	179,643.0
障害者数(人)	439.0	1,069.0	414.0	786.0	305.0	317.0	245.5	48.5	47.0	3,671.0
実雇用率 (%)	1.97	2.05	2.26	2.09	1.75	2.00	2.08	2.30	2.37	2.04
達成企業数(件)	69	147	65	128	66	81	53	11	15	635
達成企業の割合 (%)	56.1	58.1	53.7	63.4	55.9	72.3	64.6	68.8	88.2	60.8

※注①・②

○ 法定雇用率未達成企業の状況〔P16（2）表〕

- ・平成 28 年の法定雇用率未達成企業は 409 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 74.6%と過半数を占めている。
- ・また、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、60.4%となっている。

注①：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成 17 年度まで：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者
- 平成 18 年度以降：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者
精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
- 平成 23 年度以降：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者
身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）
精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

注②：地域別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在するハローワークにおいて、集計したものである。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.3%）〔P 9 第 4 表〕

県の機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）に在職している障害者の数は 151.5 人で、実雇用率は 2.69%と、前年に比べ 0.03 ポイント下回った。3 機関の全てで達成。

(2) 市町等の機関（法定雇用率 2.3%）〔P 10 第 5 表〕

県内の市町等の 42 機関（市町 29、市町教育委員会 6、公営企業 5、地方公共団体の組合 2）に在職している障害者数は 394.5 人で、実雇用率は 2.42%と、前年に比べ 0.04 ポイント上回った。42 機関のうち 2 機関が未達成。（前年は 41 機関中 3 機関が未達成）

【未達成の機関】

紀宝町、尾鷲市教育委員会

(3) 三重県警察（法定雇用率 2.3%）〔P 9 第 4 表〕

三重県警察に在籍している障害者数は 8.0 人で、前年より 1.0 人減少し、実雇用率 2.06%と、前年に比べ 0.27 ポイント下回った。

(4) 三重県教育委員会（法定雇用率 2.2%）〔P 9 第 4 表〕

三重県教育委員会に在職している障害者数は 264.0 人で、前年より 19.0 人増加し、実雇用率 2.43%と、前年に比べ 0.18 ポイント上回った。

3 地方独立行政法人等における雇用状況

〔P 11 第 6 表〕

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は 68.0 人で、前年より 2.0 人減少し、実雇用率は 2.04%と、前年に比べ 0.11 ポイント下回った。

4 今後の取組み

三重労働局は、県内の障害者雇用率の更なる向上を目指して、三重県と連携した取組みを行う。

「障がい者雇用推進プラン 2017 - 三重県の障害者雇用率向上のための取組について -」
〔P 6〕

障がい者雇用推進プラン 2017

－三重県の障害者雇用率向上のための取組について－

三重労働局と三重県は、障がい者雇用の更なる進展を目指して、平成 29 年 6 月 1 日現在の民間企業における障害者実雇用率が 2.25%、達成企業割合が 62.0%となることを目標に、三重県雇用対策協定に基づき、より一層連携して次の取組を行います。

1 三重労働局と三重県との連携強化による取組

(1) 県民総参加による障がい者雇用の推進

- 三重労働局と三重県は、「みえ県民カビジョン」第二次行動計画及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「三重県障がい者雇用推進協議会」において様々な意見をいただきながら、県民、企業、労働、福祉、教育等多様な分野の関係者と連携し、ステップアップカフェ「Cotti 菜」の活用など障がい者雇用に関する理解を深める取組を進め、障がい者雇用を促進します。

(2) 県内企業に対する雇用支援等の強化

- 三重労働局と三重県は、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」を活用し、障がい者就職面接会等の雇用支援や職場定着支援、人材育成支援、企業間の情報交流など、連携した取組を強化します。
- 三重労働局と三重県は、企業の意思決定を促すために、好事例を紹介するセミナーの開催や、製造業等の障害者実雇用率が全国平均を下回っている業種への働きかけなど、より一層の意識醸成を図ります。

2 三重労働局とハローワークの取組

(1) 三重労働局とハローワークの雇用率達成指導の強化

三重労働局とハローワークは、全ての雇用率未達成企業に対して、法的雇用の責務に関する指導を実施すると共に、職務再設計やミニ面接会の開催等、採用に向けた提案を行い、より多くの企業が早期に法定雇用率を達成できるよう支援します。

特に、地域の主要企業等に対しては、県・市町と合同で訪問指導を行います。

(2) 職場定着支援の強化

ハローワークは、障がい者求人の開拓・確保、マッチングを推進すると共に、障がい者が職業生活に適応できるよう、障害者職業センターや地域の障害者就業・生活支援センター等と連携し、企業における採用から職場定着までをより積極的に支援します

特に、平成 30 年 4 月 1 日の精神障がい者の雇用義務化を視野に入れ、精神障がい者の雇用に関する取組を強化します。

(3) 離職者の補充に関する雇用支援

ハローワークは、企業との連携を密にして、離職者が発生した場合の補充採用など継続して雇用数が維持できるよう支援します。

(4) 平成 30 年 4 月の法定雇用率改定に向けての対応

三重労働局とハローワークは、法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる見込みの企業に対して、障がい者採用計画の前倒し等、積極的な雇用に取り組むよう周知・啓発を行います。

(5) 三重労働局とハローワークは、平成 28 年 4 月施行の雇用の分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について、様々な機会を通じて周知・啓発に努めると共に、障がい者からの相談・支援体制を整えます。

平成 28 年 12 月 13 日

三重労働局長 林 雅 彦

三重県知事 鈴木 英 敬

(第1表) 民間企業における障害者の雇用状況

(平成28年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
	企業	人	人	人	人	人	%	%
一般の民間企業 〔2.0%〕	1,044	179,643.0	752.0	1,863.0	608.0	3,671.0	2.04	60.8
	(1,014)	(175,456.5)	(700.0)	(1,722.0)	(653.0)	(3,448.5)	(1.97)	(55.7)
特殊法人等 〔2.3%〕	5	3,329.0	21.0	29.0	6.0	74.0	2.22	40.0
	(5)	(3,258.0)	(21.0)	(26.0)	(4.0)	(70.0)	(2.15)	(40.0)

注)1 常用労働者とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注)2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者と精神障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)

については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者

の数が含まれている。C欄の「短時間障害者」には身体・知的・精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。

注)3 ()内は、平成27年6月1日現在の数値である。

(第2表) 一般民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成28年6月1日現在)

事項 規模別	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
人	企業	人	人	人	人	人	%	%
50～100人未満	521	36,125.5	115	379	144.0	681.0	1.89	57.4
	(509)	(35,589.0)	(113)	(376)	(337.0)	(770.5)	(2.16)	(53.2)
100～300人未満	394	61,254.5	228	688	314.0	1,301.0	2.12	66.5
	(377)	(59,122.0)	(196)	(584)	(159.0)	(1,055.5)	(1.79)	(59.9)
300～500人未満	79	27,238.0	125	276	44.0	548.0	2.01	59.5
	(79)	(26,818.5)	(111)	(264)	(50.0)	(511.0)	(1.91)	(50.6)
500～1000人未満	38	24,465.5	113	217	46.0	466.0	1.90	47.4
	(37)	(23,569.0)	(107)	(197)	(46.0)	(434.0)	(1.84)	(51.4)
1000人以上	12	30,559.5	171	303	60.0	675.0	2.21	75.0
	(12)	(30,358.0)	(173)	(301)	(61.0)	(677.5)	(2.23)	(75.0)
計	1,044	179,643.0	752	1,863	608.0	3,671.0	2.04	60.8
	(1,014)	(175,456.5)	(700)	(1,722)	(653.0)	(3,448.5)	(1.97)	(55.7)

注)第1表と同じ

(第3表) 一般民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成28年6月1日現在)

事項 産業別	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成 企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C× 0.5)		
農、林業、漁業	4 (5)	414.5 (506.0)	2 (1)	7 (6)	1.0 (1.0)	11.5 (8.5)	2.77 (1.68)	100.0 (60.0)
鉱業、採石業、砂利 採取業	4 (4)	718.0 (702.5)	4 (3)	6 (5)	0.0 (0.0)	14.0 (11.0)	1.95 (1.57)	50.0 (50.0)
建設業	35 (33)	3,311.0 (3,057.0)	16 (14)	31 (29)	2.0 (3.0)	64.0 (58.5)	1.93 (1.91)	68.6 (66.7)
製造業	338 (333)	64,222.5 (63,179.0)	294 (271)	610 (573)	61.0 (53.0)	1,228.5 (1,141.5)	1.91 (1.81)	62.4 (55.9)
食料品・たばこ	56 (55)	9,704.0 (9,687.0)	37 (38)	107 (101)	23.0 (17.0)	192.5 (185.5)	1.98 (1.91)	66.1 (63.6)
繊維	6 (5)	524.5 (451.0)	2 (1)	5 (5)	3.0 (1.0)	10.5 (7.5)	2.00 (1.66)	66.7 (80.0)
木材・家具	4 (1)	259.5 (67.0)	0 (0)	2 (0)	1.0 (0.0)	2.5 (0.0)	0.96 (0.00)	50.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	5 (5)	539.0 (553.0)	4 (3)	0 (1)	1.0 (0.0)	8.5 (7.0)	1.58 (1.27)	40.0 (20.0)
化学工業	38 (36)	6,228.0 (5,504.0)	17 (13)	61 (49)	4.0 (2.0)	97.0 (76.0)	1.56 (1.38)	57.9 (41.7)
窯業・土石	15 (14)	2,342.0 (2,049.0)	11 (10)	22 (16)	1.0 (1.0)	44.5 (36.5)	1.90 (1.78)	73.3 (64.3)
鉄鋼	4 (3)	442.0 (366.0)	2 (1)	4 (5)	0.0 (0.0)	8.0 (7.0)	1.81 (1.91)	75.0 (100.0)
非鉄金属	8 (8)	725.0 (671.0)	5 (3)	6 (4)	0.0 (0.0)	16.0 (10.0)	2.21 (1.49)	62.5 (50.0)
金属製品	35 (36)	3,722.0 (3,846.5)	19 (19)	40 (41)	1.0 (2.0)	78.5 (80.0)	2.11 (2.08)	68.6 (69.4)
電気機械	49 (48)	20,531.0 (20,865.0)	123 (116)	186 (188)	11.0 (13.0)	437.5 (426.5)	2.13 (2.04)	67.3 (62.5)
その他機械	89 (93)	14,647.5 (14,674.0)	60 (54)	127 (114)	12.0 (14.0)	253.0 (229.0)	1.73 (1.56)	59.6 (49.5)
その他	29 (29)	4,558.0 (4,445.5)	14 (13)	50 (49)	4.0 (3.0)	80.0 (76.5)	1.76 (1.72)	51.7 (48.3)
電気・ガス・熱供給	2 (2)	238.5 (225.0)	0 (0)	3 (2)	1.0 (0.0)	3.5 (2.0)	1.47 (0.89)	50.0 (50.0)
情報通信業	15 (15)	2,566.0 (2,574.0)	10 (10)	19 (15)	1.0 (1.0)	39.5 (35.5)	1.54 (1.38)	66.7 (46.7)
運輸業、郵便業	86 (82)	13,116.5 (12,759.5)	46 (46)	148 (131)	21.0 (26.0)	250.5 (236.0)	1.91 (1.85)	66.3 (67.1)
卸売業、小売業	115 (110)	18,652.0 (18,341.5)	65 (57)	164 (159)	58.0 (56.0)	323.0 (301.0)	1.73 (1.64)	47.8 (48.2)
金融業、保険業	11 (11)	9,055.5 (8,679.0)	37 (39)	97 (89)	26.0 (29.0)	184.0 (181.5)	2.03 (2.09)	72.7 (63.6)
不動産業、物品賃 貸業	7 (7)	1,230.5 (1,193.5)	6 (4)	9 (5)	4.0 (3.0)	23.0 (14.5)	1.87 (1.21)	71.4 (42.9)
学術研究、専門・技 術サービス業	13 (14)	1,822.0 (1,872.0)	7 (6)	9 (10)	7.0 (6.0)	26.5 (25.0)	1.45 (1.34)	38.5 (28.6)
宿泊業、飲食サー ビス業	32 (28)	7,715.0 (7,476.5)	38 (37)	79 (73)	33.0 (33.0)	171.5 (163.5)	2.22 (2.19)	68.8 (60.7)
生活関連サービ ス業、娯楽業	28 (28)	5,948.0 (5,837.0)	21 (25)	55 (42)	14.0 (14.0)	104.0 (99.0)	1.75 (1.70)	28.6 (32.1)
教育、学習支援業	19 (19)	2,637.0 (2,468.0)	5 (3)	21 (17)	8.0 (6.0)	35.0 (26.0)	1.33 (1.05)	47.4 (31.6)
医療福祉	201 (196)	30,387.0 (29,710.5)	150 (141)	443 (432)	346.0 (399.0)	916.0 (913.5)	3.01 (3.07)	72.1 (70.9)
複合サービス事業	18 (17)	5,850.0 (5,721.5)	23 (20)	50 (49)	6.0 (6.0)	99.0 (92.0)	1.69 (1.61)	44.4 (35.3)
サービス業	116 (110)	11,759.0 (11,154.0)	28 (23)	112 (85)	19.0 (17.0)	177.5 (139.5)	1.51 (1.25)	52.6 (40.9)
計	1,044 (1,014)	179,643.0 (175,456.5)	752 (700)	1,863 (1,722)	608.0 (653.0)	3,671.0 (3,448.5)	2.04 (1.97)	60.8 (55.7)

注) 第1表と同じ

(第4表)

三重県の障害者雇用状況（法定雇用率2.3%）

（平成28年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県	5,312.5	139.5	2.63		注4.特例認定あり
三重県病院事業庁	179.0	8.0	4.47		
三重県企業庁	138.0	4.0	2.90		
計	5,629.5	151.5	2.69		

三重県警察の障害者雇用状況（法定雇用率2.3%）

（平成28年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県警察	388.0	8.0	2.06		

三重県教育委員会の障害者雇用状況（法定雇用率2.2%）

（平成28年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県教育委員会	10,860.0	264.0	2.43		

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、当該B機関に勤務する職員をA機関に勤務する職員とみなすものである。
三重県は、平成28年5月26日付けで三重県議会事務局と特例認定を受けている。

(第5表)

三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況(法定雇用率2.3%)

(平成28年6月1日現在)

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市	977.5	22.0	2.25		注4.特例認定あり
いなべ市	417.5	10.0	2.40		
四日市市	1,735.5	39.5	2.28		注4.特例認定あり
鈴鹿市	1,621.0	37.5	2.31		注4.特例認定あり
亀山市	316.5	7.0	2.21		
伊賀市	884.5	20.5	2.32		
名張市	516.5	13.0	2.52		
津市	2,195.0	55.0	2.51		注4.特例認定あり
松阪市	1,693.5	39.5	2.33		注4.特例認定あり
伊勢市	711.0	18.0	2.53		
鳥羽市	247.0	7.0	2.83		
志摩市	594.0	17.0	2.86		注4.特例認定あり
尾鷲市	313.5	8.0	2.55		
熊野市	182.0	5.0	2.75		
計	12,405.0	299.0	2.41	0.0	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
木曾岬町	67.0	1.0	1.49		
東員町	157.0	4.0	2.55		
菰野町	247.0	5.0	2.02		
朝日町	143.0	3.0	2.10		
川越町	83.0	2.0	2.41		
明和町	140.0	3.0	2.14		
多気町	126.0	4.0	3.17		
玉城町	143.0	3.0	2.10		
度会町	74.0	2.0	2.70		
南伊勢町	252.5	6.0	2.38		
大紀町	158.0	5.0	3.16		
大台町	134.0	3.0	2.24		
紀北町	178.0	5.0	2.81		
御浜町	124.0	2.0	1.61		
紀宝町	100.0	1.0	1.00	1.0	現在不足数解消
計	2,126.5	49.0	2.30	1.0	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
四日市市上下水道局	192.5	7.5	3.90		
伊賀市水道部	44.0	1.0	2.27		
市立伊勢総合病院	250.0	6.0	2.40		
市立四日市病院	365.0	9.0	2.47		
四日市港管理組合	107.5	2.0	1.86		
亀山市立医療センター	45.0	3.0	6.67		
紀南病院組合	214.5	5.0	2.33		
計	1,218.5	33.5	2.75	0.0	

市町等計	15,750.0	381.5	2.42	1.0	
------	----------	-------	------	-----	--

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
いなべ市教育委員会	134.0	4.0	2.99		
亀山市教育委員会	51.0	1.0	1.96		
伊賀市教育委員会	116.0	4.0	3.45		
名張市教育委員会	79.0	2.0	2.53		
伊勢市教育委員会	103.5	2.0	1.93		
尾鷲市教育委員会	86.5	0.0	0.00	1.0	現在不足数解消
計	570.0	13.0	2.28	1.0	
総 計	16,320.0	394.5	2.42	2.0	

(第6表)

地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

地方独立行政法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
桑名市総合医療センター	584.0	12.5	2.14	0.5	
三重県立看護大学	52.0	1.0	1.92		
三重県土地開発公社	49.0	1.0	2.04		
三重県立総合医療センター	506.5	7.5	1.48	3.5	現在不足数解消
国立大学法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重大学	2,137.5	46	2.15	3.0	現在不足数解消
計	3,329.0	68.0	2.04	7.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントする)重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。(当表において、0.0人は空白)
- 4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
- ②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。
- ③桑名市は、平成21年5月29日付けで桑名市教育委員会及び桑名市水道部と特例認定を受けている。
- ④志摩市は、平成22年5月25日付けで志摩市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑤松阪市は、平成24年4月13日付けで松阪市教育委員会及び松阪市水道部と特例認定を受けている。
- ⑥鈴鹿市は、平成26年5月12日付けで鈴鹿市教育委員会及び鈴鹿市水道局と特例認定を受けている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	…… <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 一般の民間企業 …………… 2.0% (50人以上規模の企業) 特殊法人等 …………… 2.3% (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等) </td> </tr> </table>	{	一般の民間企業 …………… 2.0% (50人以上規模の企業) 特殊法人等 …………… 2.3% (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)
{	一般の民間企業 …………… 2.0% (50人以上規模の企業) 特殊法人等 …………… 2.3% (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等)		
○ 国、地方公共団体	…………… 2.3% (43.5人以上規模の機関)		
○ 都道府県等の教育委員会	…………… 2.2% (45.5人以上規模の機関)		

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

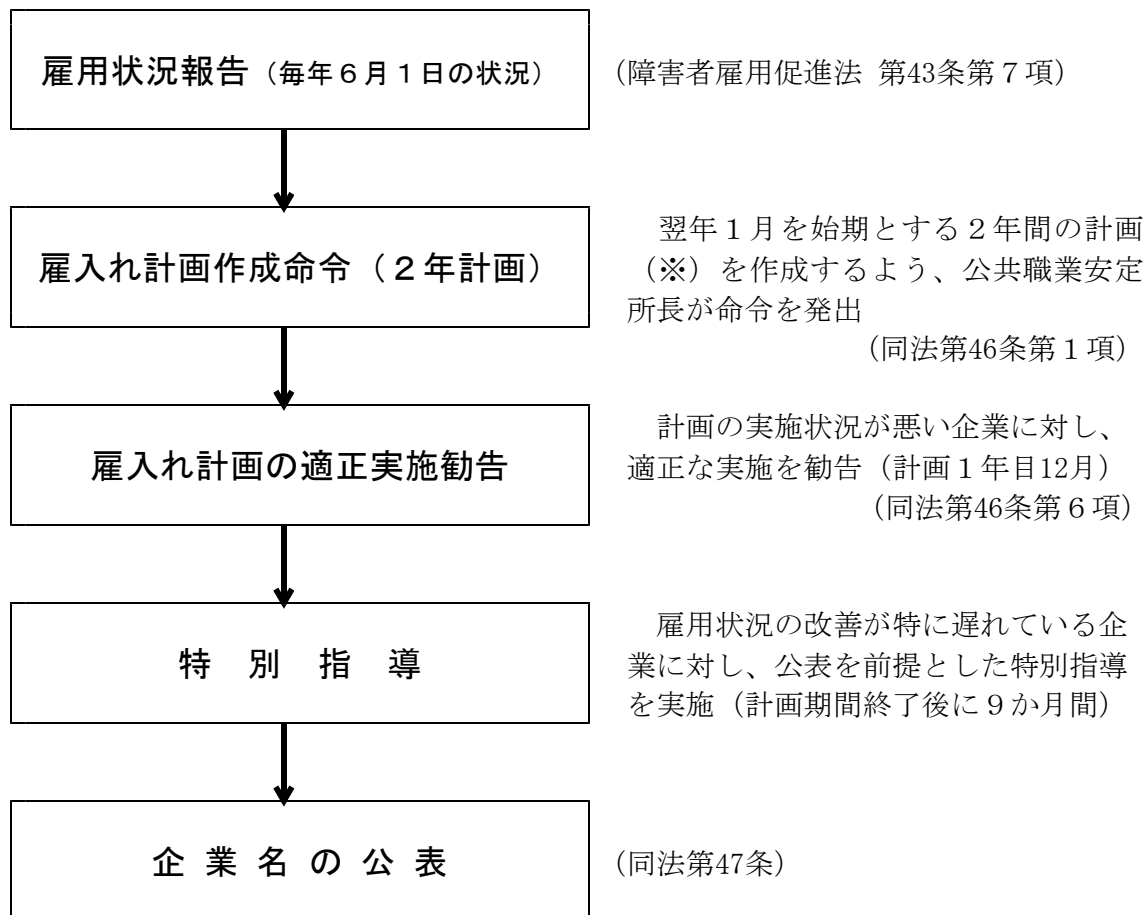
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定され、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となった。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成27年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 274社（三重 3社）
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 83社（三重 0社）
 - * 「特別指導」の実施 35社（三重 0社）
- 雇入れ計画を実施中の企業 574社（三重 7社）
 （27年度）
- 企業名の公表
 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社
 26年度 8社、27年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 三重県の民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

- (1) 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- (2) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数・・・・・・・・16
- (3) 都道府県別の実雇用率等の状況・・・・・・・・・・・・17
- (4) 特例子会社の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

- (1) 県の機関（法定雇用率2.3%）・・・・・・・・・・・・19
- (2) 市町の機関（法定雇用率2.3%）・・・・・・・・・・・・20
- (3) 県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）・・・・・・・・21

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 1,044 (1,014)	人 179,643.0 (175,456.5)	人 752 (700)	人 231 (223)	人 1,632 (1,499)	人 608 (653)	人 3,671.0 (3,448.5)	人 582.0 (553.0)	% 2.04 (1.97)	企業 635 (565)	% 60.8 (55.7)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 3,671.0 (3,448.5)	人 601 (554)	人 159 (159)	人 999 (941)	人 225 (247)	人 2,472.5 (2,331.5)	人 341.0 (271.5)	人 151 (146)	人 72 (64)	人 342 (312)	人 165 (152)	人 798.5 (744.0)	人 117.0 (141.0)	人 291 (246)	人 218 (254)	人 400.0 (373.0)	人 124.0 (140.5)

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ()内は平成27年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注6 ()内は平成27年6月1日現在の数値である。

(2) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	409 (100.0%)	305 (74.6%)	70 (17.1%)	21 (5.1%)	10 (2.4%)	3 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	247 (60.4%)
50～100人未満	222 (100.0%)	222 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	207 (93.2%)
100～300人未満	132 (100.0%)	66 (50.0%)	54 (40.9%)	11 (8.3%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39 (29.5%)
300～500人未満	32 (100.0%)	11 (34.4%)	10 (31.3%)	7 (21.9%)	3 (9.4%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)
500～1000人未満	20 (100.0%)	4 (20.0%)	5 (25.0%)	3 (15.0%)	6 (30.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(3) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.92	0.04	48.8	1.6	43,569	89,359
北海道	2.06	0.11	51.5	1.6	1,677	3,257
青森	1.98	0.09	54.2	2.7	473	872
岩手	2.07	0.08	56.3	2.2	520	923
宮城	1.88	0.09	50.0	3.4	706	1,411
秋田	1.90	0.06	57.8	0.3	400	692
山形	1.96	0.03	56.3	2.9	482	856
福島	1.90	0.06	53.6	3.1	707	1,319
茨城	1.90	0.07	53.9	0.8	753	1,398
栃木	1.90	0.08	57.3	2.2	615	1,074
群馬	1.90	0.10	56.4	4.1	754	1,336
埼玉	1.93	0.07	49.0	3.2	1,389	2,837
千葉	1.86	0.04	51.5	2.5	1,114	2,163
東京	1.84	0.03	33.2	1.1	6,184	18,640
神奈川	1.87	0.05	46.7	2.7	2,006	4,295
新潟	1.93	0.08	57.8	3.4	993	1,719
富山	1.96	0.05	57.5	1.3	557	968
石川	1.88	0.02	56.5	2.2	537	951
福井	2.31	△ 0.01	56.8	3.6	370	651
山梨	1.92	0.09	56.3	0.5	312	554
長野	2.02	0.04	60.2	0.7	908	1,508
岐阜	1.95	0.06	56.7	1.7	792	1,396
静岡	1.90	0.04	51.4	2.0	1,355	2,635
愛知	1.85	0.04	47.2	1.8	2,662	5,641
三重	2.04	0.07	60.8	5.1	635	1,044
滋賀	2.09	0.11	58.8	△ 0.3	445	757
京都	2.02	0.05	50.6	0.9	868	1,714
大阪	1.88	0.04	45.3	1.3	3,265	7,215
兵庫	1.97	0.00	51.9	0.1	1,599	3,078
奈良	2.60	0.20	60.4	1.8	336	556
和歌山	2.41	0.25	64.7	3.0	355	549
鳥取	2.11	0.12	59.1	4.3	250	423
島根	2.17	0.04	66.3	1.7	348	525
岡山	2.45	0.16	53.2	1.9	719	1,352
広島	1.99	0.04	48.2	0.9	1,023	2,124
山口	2.47	△ 0.04	55.7	0.9	480	861
徳島	2.09	0.05	63.7	△ 0.5	269	422
香川	1.91	0.03	57.8	2.1	451	780
愛媛	1.87	0.05	51.7	3.1	476	920
高知	2.20	0.06	62.4	1.3	299	479
福岡	1.95	0.07	51.2	1.0	1,732	3,385
佐賀	2.43	0.06	73.1	1.8	399	546
長崎	2.21	0.07	58.4	1.0	539	923
熊本	2.19	0.00	57.4	1.1	662	1,153
大分	2.46	0.03	61.2	2.5	462	755
宮崎	2.32	0.08	66.9	△ 1.7	486	727
鹿児島	2.16	0.07	61.5	2.5	672	1,092
沖縄	2.34	0.05	60.4	0.1	533	883

(4) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
民間企業	企業 5 (3)	人 89.0 (63.0)	人 22 (22)	人 1 (0)	人 42 (30)	人 1 (1)	人 87.5 (74.5)

注 1(1)①の表と同じ

※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
民間企業	人 87.5 (74.5)	人 0 (3)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (6.0)	人 22 (19)	人 0 (0)	人 26 (17)	人 0 (0)	人 70.0 (55.0)	人 16 (13)	人 1 (1)	人 16.5 (13.5)

注 1(1)①の表と同じ

※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎特例子会社制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保(法定雇用率=2.0%)は個々の事業主(企業)ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である短 時間勤務 職員	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者	D. 重度以 外身体障 害者及び 知的障害 者並びに精 神障害者で ある短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5				F. うち新規 雇用分
県の機関	3 (4)	5,629.5 (5,607.0)	51 (47)	0 (0)	49 (58)	1 (1)	151.5 (152.5)	3.0 (6.5)	2.69 (2.72)	3 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身 体障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
県の機関	151.5 (152.5)	51 (47)	0 (0)	42 (51)	0 (0)	144.0 (145.0)	3.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	4.5 (4.5)	0.0 (0.5)	3 (3)	0.0 (0.0)	3.0 (3.0)	0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注4 F欄の「うち新規雇用分」は平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ()内は平成27年6月1日現在の数値である。

[2(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ()内は平成27年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注4 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注6 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

(2) 市町の機関(法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である短 時間勤務 職員	C. 重度以 外の身体 障害者、知 的障害者 及び精神 障害者	D. 重度以 外身体障 害者及び 知的障害 者並びに 精神障害 者である短 時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
市町の機関	機関 42 (41)	人 16,320.0 (16,282.0)	人 103 (98)	人 5 (3)	人 177 (182)	人 13 (14)	人 394.5 (388.0)	人 19.5 (21.0)	% 2.42 (2.38)	機関 40 (38)	% 95.2 (92.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身 体障害者	b. 重度 身体障害 者である短 時間勤務 職員	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
市町の機関	人 394.5 (388.0)	人 102 (97)	人 5 (3)	人 142 (153)	人 9 (10)	人 355.5 (355.0)	人 15.0 (17.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 15 (14)	人 2 (1)	人 18.0 (16.5)	人 2.5 (1.5)	人 20 (15)	人 2 (3)	人 21.0 (16.5)	人 2.0 (2.5)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

① 概況

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数						③ 実雇用率 E÷①× 100
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分	
県教育委員会	10,860.0 人 (10,887.5)	68 人 (64)	2 人 (1)	121 人 (110)	10 人 (12)	264.0 人 (245.0)	11.0 人 (10.5)	2.43 % (2.25)

注 2(1)①の表と同じ